北東アジア
安全保障体制の構築

～欧州安全保障協力会議（CSCE）プロセスからの考察～

東北公益文科大学
公益学部公益学科3年
中條紘大

内容

1. 現在の北東アジアについて
2. 欧州安全保障協力会議（CSCE）プロセス
3. 北東アジア各国の関係性
4. 政策提案「北東アジア安全保障会議」
5. 北東アジア安全保障会議最終議定書（案）

まとめ

1.現在の北東アジアについて

韓国海軍艦艇による火器管制レーダー照射事案（2018年）

尖閣諸島中国漁船衝突事件（2010年）

⇒日中や日韓など不安定化する危険性が高い地域

欧州安全保障協力会議（CSCE）の事例を参考にこの地域の安全保障体制をどのように構築していくべきか考察していく

2.CSCEプロセス

ヘルシンキ最終議定書（1975年）
（第1バスケット　信頼醸成措置）

・兵員 25,000 人以上の軍事演習に関して演習開始 21 日以前に全参加国に通告すること の義務付け

・小規模の軍事演習の事前通告奨励

・主要な軍の移動に関する通告の奨励等

ストックホルム文書（1986年）

・軍事活動・軍事演習へのオブザーバーの招待義務付け

・軍事活動の年間計画の事前通知等の取り決め等

ヘルシンキ宣言への各国首脳による署名

3.北東アジア各国の関係性

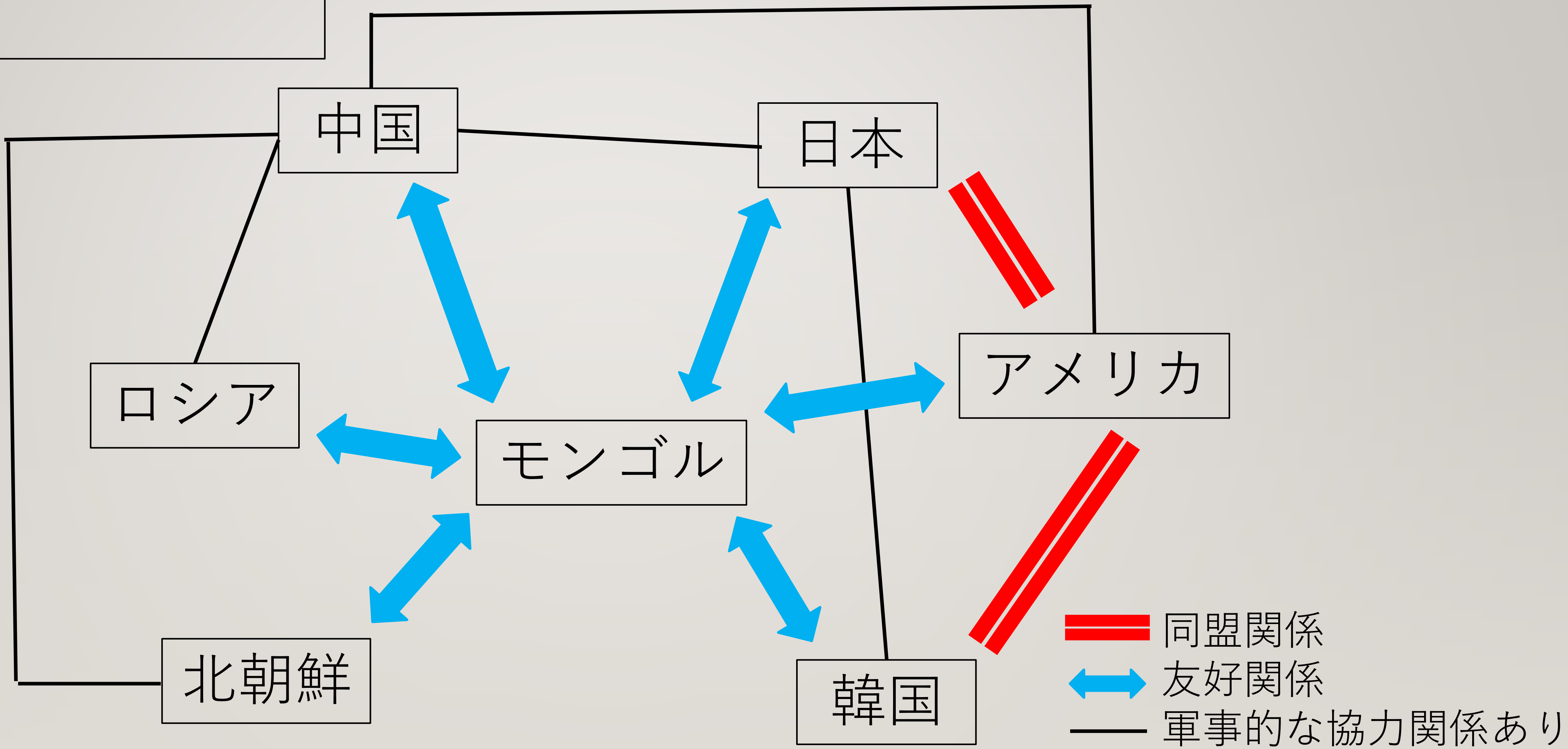

4.政策提案

「北東アジア安全保障会議」をウランバートルで開催

・７ヵ国を包括する**「軍事信頼醸成措置」**を導入

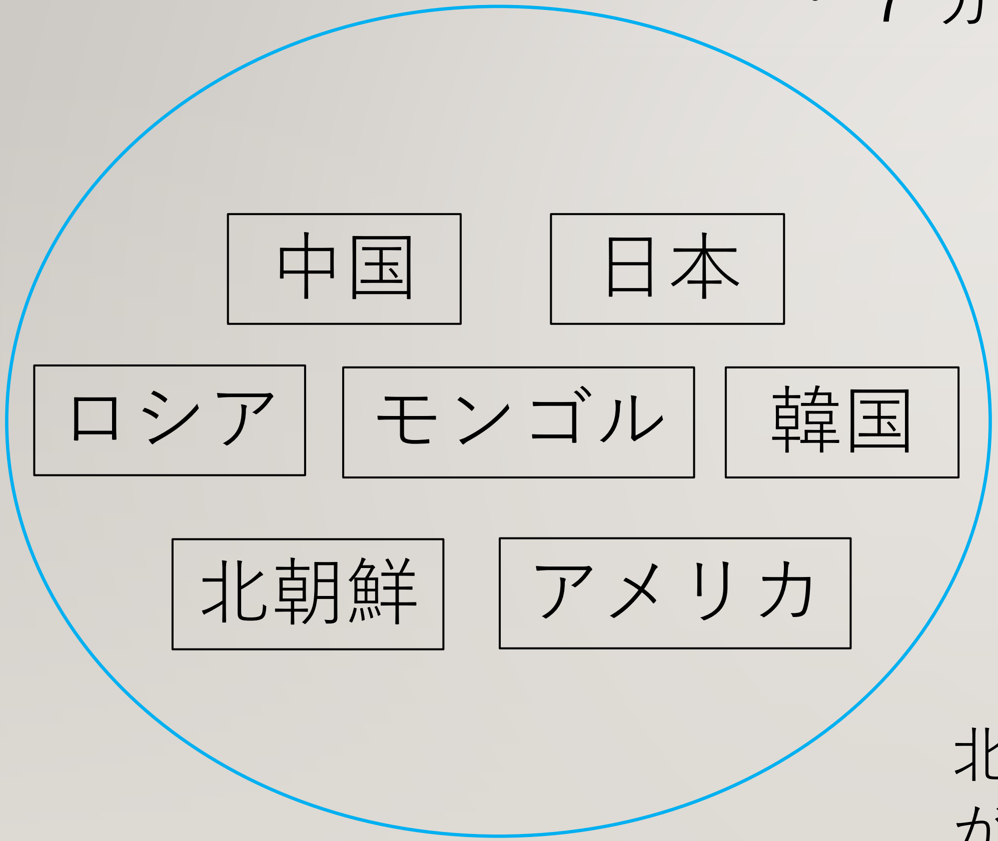

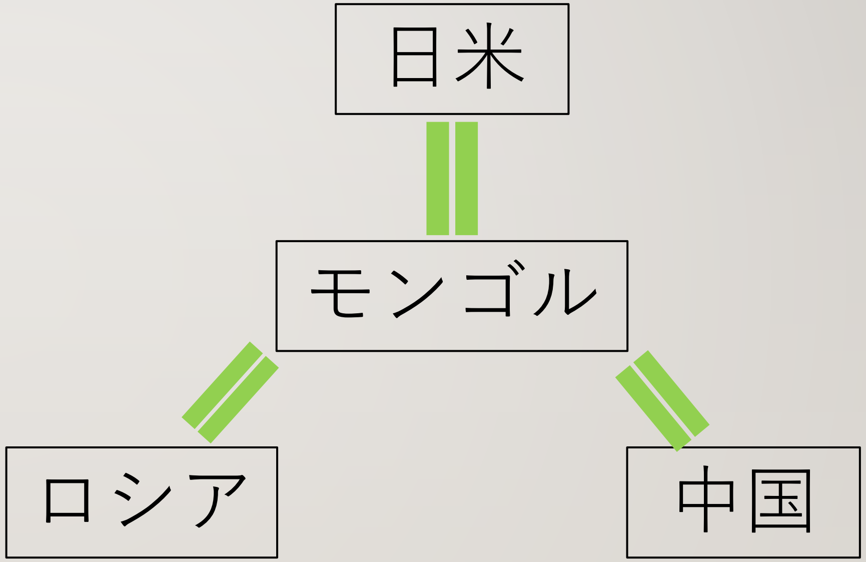

北東アジア各国と友好関係を築いているモンゴルが中心となり安全保障体制を構築

5.北東アジア安全保障会議最終議定書(案)
(ウランバートル宣言)

Ⅰ信頼醸成措置

A　2 万人以上の軍事演習に関して、演習開始 21 日以前に全参加国に通告することの義務付け

B　軍事演習へのオブザーバーの招待の奨励

C　軍事活動の年間計画の事前通知の奨励

D　防衛代表者間、上級軍人、軍事研究者、専門家間の交流促進

E　最終決定書の適用地域は北東アジア各国の領域、東シナ海、日本海、グアム以西の太平洋とする

5.北東アジア安全保障会議最終議定書(案)
(ウランバートル宣言)

Ⅱ会議のフォローアップ

A　最終議定書の履行状況を確認する参加国外相によるフォローアップ会議を年に 1 度 開催する。

B　会議の資料管理、参加国との連絡調整等のため北東アジア安全保障会議事務局を設置 する。

C　紛争予防センターを設置し、参加国の北東アジア安全保障会議駐在大使を招集する。 駐在大使による軍事関係を中心とする紛争予防会議を週に 1 度紛争予防センターで開催す る。

D　事務局は北京、紛争予防センターはウランバートルにそれぞれ設 置する。

CSCEプロセスが現在の欧州安定の礎に

相互不信を打破し『安全保障の基礎』を築くことが安定化の第一歩に

北東アジアに新たな協力関係を

参考文献

・植田隆子/百瀬宏（1992）『欧州安全保障協力会議（CSCE）1975-92』日本国際問題研究所
・吉川元（1994）『ヨーロッパ安全保障協力会議（CSCE）—人権の国際化から民主化支援への発展過程の考察』三嶺書房
・吉川元（2007）『国際安全保障論－戦争と平和、そして人間の安全保障の軌跡』有斐閣
・文正仁（山本武彦/宮脇昇訳）（2018）『太陽政策—朝鮮半島平和への道—』
・浅田正彦（1990）「欧州における信頼醸成措置の発展〔上〕－ストックホルム文書を中心に－」『外交時報』1990年5月号、67-76ページ
・浅田正彦（1990）「欧州における信頼醸成措置の発展〔下〕－ストックホルム文書を中心に－」『外交時報』1990年6月号、63-72ページ
・佐藤紀子（1998）「OSCEにおける信頼醸成措置－メカニズムの発展と評価－」『国際公共政策研究』第２巻第１号、219-233ページ

参考文献

・玉井雅隆（2019）「「ウィーンの東」と「ウィーンの西」：OSCE における分断とその要因」『グローバル・ガバナンス』第 5 号、22-44 ページ
・坪内淳（1994）「欧州安全保障協力会議（CSCE）における信頼醸成措置（CBM）の確立と発展－ヘルシンキ宣言とストックホルム文書を中心として－」『早稲田政治公法研究』第47号、63-90ページ
・ドルジスレン・ナンジン（2017）「北東アジアの多国間安全保障メカニズムとモンゴルの役割」『ERINA REPORT PLUS』No.137、34-37ページ
・令和元年度防衛白書
https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2020/pdf/index.html
（2020,12.30アクセス）